工事請負契約書(案)

１．工事番号・名称　　第２６－７００１６－０００６号
　　いわき海浜自然の家浄化槽機器更新工事
２．工 事 の 場 所　　いわき市久之浜町田之網 地内
　　着　工　　令和　　年　　月　　日
３．工　　期
　　完　成　　令和　　年　　月　　日
４．工事を施工しない日

　　工事を施工しない時間帯

（注）工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

５．工事請負代金の額　　金　　円　也
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
　　金　　円　也
６．契 約 保 証 金

　上記の工事について、発注者　福島県　と受注者　　は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。
（書面契約による場合）
　上記の契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。
（電子契約による場合）
　上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。
（以下は該当する場合に記載すること）
　なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

　令和　　年　　月　　日

発注者

受注者

工事　条件付一般競争入札

（この特記事項は、該当する場合に記載すること。）

特記事項

第１　上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第２　上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

第１　受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第４条第１項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が５００万円以上となった場合は、この限りではない。

（注　この特約条項は、落札額が５００万円未満の場合に特約することとし、５００万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第２以下の各条項を１条繰り上げること。）

第２　約款第３８条第１項ただし書きの表中、請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第３　約款第４条第３項及び第６項中の「１０分の１」とあるのは、「１０分の３」と読み替える。

２　約款第３５条第１項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と読み替え、同条第７項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第８項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第９項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替える。

３　この工事においては、建設業法第２６条第１項又は第２項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者２名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第２６条第３項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、２名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第２７条第２項の適用は認めない。）

（注　この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）

第４　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第１０条第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第５　約款第３７条に次のただし書を加える。

ただし、平成２８年４月１日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。